

農業生産コスト低減緊急対策事業実施要領

(趣旨)

第1 肥料高騰等により影響を受けている地域の担い手である農業経営体に対し、生産コスト低減に資するスマート農業機器等の導入支援を速やかに実施することで、農業経営への影響を緩和するとともに、地域全体での環境創造型農業のさらなる推進及び持続可能な営農体系の確立を図る。

(用語の定義)

第2 この要領における各用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 農業法人

農業を主たる事業とする法人であって、農地法（昭和27年法律第229号）第2第3項に規定する農地所有適格法人に該当するものをいう。ただし、農地所有適格法人に該当しない法人であって、これを本事業の対象とすることにつき特別の理由があるものとして農林水産部長が認めたものについてはこの限りでない。

(2) 集落営農組織

集落内での合意に基づき、農地の保全、農作業の効率化、生産コストの削減等を図るため共同・協業で農業を行う集落内農業の持続的な発展を目的として、一つ又は複数の集落を一つの単位として設立された農業経営体（法人を含む。）をいう。

(3) 集落営農法人

集落営農組織のうち(1)に規定する農業法人の定義を満たすものをいう。

(事業の内容)

第3 本事業の内容は、生産コスト低減に資するスマート農業機器等の導入を支援するものとする。

なお、対象となるスマート農業機器等は別表1のとおりとする。

(事業実施主体)

第4 本事業の実施主体は、市町とする。

(事業実施要件)

第5 本事業の実施要件は、以下のとおりとする。

(1) 事業実施地区

地域計画工程表において、令和6年度末までに地域計画の策定がなされることとなっている地域

(2) 事業対象者

事業対象者は以下ア～ウのいずれかを満たし、かつ国の肥料価格高騰対策事業（「秋肥(令和4年6月～10月購入分)」又は「春肥(令和4年11月～令和5年5月購入分)」の取組）を活用する者とする。

ただし、市町の独自補助があり、要件上国の肥料価格高騰対策事業を活用出来ない場合に限り、市町の独自補助を受けることで要件を満たすこととする。その場合、国の肥料価格高騰対策事業と同様に化学肥料低減に向けた取組を2つ以上実施し、別紙様式9-2号で報告するものとする。

ア 「実質化された人・農地プラン」に位置づけられた中心経営体（新規就農者の場合は、認定農業者又は認定新規就農者に限る）

イ 農業法人、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織（法人含む）

ウ 農業者の組織する団体（農業者3戸以上で組織する団体であり、構成員にア、イの経営体を1経営体以上含む）

（事業の対象となる経費）

第6 事業の対象となるスマート農業機器等は、耐用年数がおおむね3年以上20年以下のものであること。また、事業の対象となるスマート農業機器等が中古機器である場合には、残存耐用年数が2年以上のものであること。

2 原則として、運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。

3 個々の事業内容について、事業実施年度内に完了すること。

4 本体価格が50万円以上（税別）であること。

5 リースすることを目的としたスマート農業機器等でないこと

（補助率・補助上限額）

第7 県は、第3に定める事業に要する経費の1/2以内を予算の範囲内において補助するものとする。

2 事業対象者ごとの補助上限額は7,500千円とする。

3 申請事業数は1つの事業対象者に対して1件のみとする。

（予算の執行）

第8 県は、本事業を実施するに当たり、要望の把握に努めるとともに、予算等の制約によりそのすべてについて承認することが困難な場合には、別に定めるとおり、地域農業の維持・発展の観点から特に事業効果が高いと見込まれるものを優先して予算を配分するものとする。

（成果目標の設定）

第9 本事業の成果目標は、生産コストの低減とし、以下のいずれかを選択し、設定することとする（事業実施年度を1年度目とし、3年度目までの目標の設定が必要）。

(1) 農薬の削減

(2) 肥料の削減

(3) 労働時間の縮減

(4) 人件費の削減

（事業実施の事務手続）

第10 事業実施計画の作成及び申請

(1) 事業対象者は、事業実施計画書を作成し、別紙様式1号により事業実施主体に申請するものとする。

(2) 事業実施主体は、(1)の申請があった場合は、必要な指導及び調整を行ったうえ、管内の計画を取りまとめ、別紙様式2号により県民局（県民センター）長に申請す

るものとする。

2 事業実施計画の承認

- (1) 県民局（県民センター）長は、前項による申請を受理したときはこれを審査し、適当と認められる場合は別紙様式3号によりこれを承認するものとする。
- (2) 県民局（県民センター）長は、(1)による承認をしたときは、その写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。
- (3) (1)による承認を受けた事業実施主体は、別紙様式4号により事業対象者あて承認するものとする。

3 事業実施計画の変更

事業対象者は、第1項の計画について、次の各号に規定するいずれかの変更が生じた場合は、速やかに第1項の規定を準用して変更申請を行い、必要な承認を得なければならない。

- (1) 事業費の30%を超える増減
- (2) 事業内容の変更

4 事業の着手

- (1) 事業対象者は、本事業に着手する場合は、原則として、補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて本事業の効果的な実施を図るうえで、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。
- (2) (1)の事業の着手にあたっては、入札または複数の業者からの見積もり徴収等により、事業費の低減に取り組むこととする。

5 事前着手の申請

- (1) 事業対象者は、交付決定前に着手したい場合は、別紙様式5号により、事業実施主体に申請するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の申請があった場合は、必要な指導及び調整を行ったうえ、別紙様式6号により県民局（県民センター）長に申請するものとする。

6 事前着手承認申請書の承認

- (1) 県民局（県民センター）長は、第5項の申請を受理したときはこれを審査し、適当と認められる場合は別紙様式7号によりこれを承認するものとする。
- (2) 県民局（県民センター）長は、(1)による承認をしたときは、その写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。
- (3) (1)による承認を受けた事業実施主体は、別紙様式8号により事業対象者あて承認するものとする。

（事業の完了報告）

第11 事業完了報告

- (1) 事業対象者は、事業が完了したときは、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業実施した年度の年度末のいずれか早い日までに、実績を取りまとめ、別紙様式9号により、事業実施主体に報告しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、(1)による報告があった場合は、必要な指導及び調整を行ったうえ、管内の実績を取りまとめ、事業完了後1ヶ月を経過する日又は事業を実施した年

度の年度末のいずれか早い日までに別紙様式 10 号により県民局（県民センター）長に報告しなければならない。

2 事業完了報告書の受理

- (1) 県民局（県民センター）長は、事業実施主体から前項の報告を受けたときは、これを審査し、適当と認められる場合は、これを受理する。
- (2) 県民局（県民センター）長は、(1)による受理をしたときは、報告のあった書類の写しを速やかに農林水産部長に提出するものとする。

（補助金の返還）

第 12 県民局（県民センター）長は、事業の実施にあたり、事業対象者が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、補助金を返還させるものとする。

- (1) 事業を実施していなかった場合
- (2) 実績報告書及び取組結果報告書の内容に虚偽があった場合
- (3) 第 5 に定める事業要件を満たさず、かつ、事業実施主体が適切な指導を行っても改善が見込まれない場合

（事業目標の達成状況報告）

第 13 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度までの 3 年間、毎年度の事業目標の達成状況について、別紙様式 11 号により事業対象者に提出を求め、これを翌年度の 5 月末日までに県民局（県民センター）長に報告するものとする。

- 2 事業実施主体は、毎年度の事業目標が達成できていない助成対象者に対して農業経営者サポート事業の活用を促すなど、目標達成に向けた指導を行うものとする。
- 3 県民局（県民センター）長は、第 1 項の報告について、管内分を取りまとめ 6 月 10 日までに農林水産部長に報告するものとする。

（証拠書類の保管）

第 14 事業実施主体及び事業対象者は、補助金の交付に関する証拠書類及び経理書類について、事業の完了の日が属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

（管理運営等）

第 15 事業対象者は、本事業により整備したスマート農業機器等を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して適正に管理運営しなければならない。

- 2 事業対象者は、整備したスマート農業機器等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、事業実施主体に届け出ることとし、事業実施主体は県民局（県民センター）長に進達するものとする。
- 3 事業対象者は、農業経営に関する様々なリスクへの備えとして、共済に加入できるスマート農業機器等を整備する場合は、共済又は他の損害保険等へ加入に努めるものとする。

また、事業対象者は別紙様式 12 号により、事業の申請に係る情報を兵庫県農業共済組合に提供及び兵庫県農業共済組合が農業保険の加入推進に利用することに同意しなければならない。

(財産処分の手続)

第 16 事業対象者は、整備したスマート農業機器等について、その処分制限期間内に財産処分（事業の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け又は担保に供すること。）を行う場合は、事業実施主体の承認を受けなければならない。

2 前項の場合において、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討するとともに、あらかじめ、県民局（県民センター）長の承認を受けなければならない。

(他の施策等との関連)

第 17 本事業が適切に実施され、十分な事業効果が得られるよう、県民局（県民センター）長は、関係機関との連携を密にした推進指導に努めるものとする。

第 18 その他

本事業の実施につき必要な事項については、この要領に定めるもののほか、農林水産部長が別に定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 21 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 6 月 21 日から施行する。

別表1（第3関係）

事業の対象となる農業機器	
I	<p>生産コスト低減に資するスマート農業機器等</p> <p>1 実施要領第9の成果目標の達成に直接必要となる（1）から（10）までのスマート農業機器等であって、事業対象者にとり過剰投資とならないものであること。</p> <p>（1）ロボットトラクター（本体に取り付けるアタッチメントを含む）</p> <p>（2）自動操舵システム ア GNSS技術を用いた製品 イ 可変施肥関連技術</p> <p>（3）トラクター（自動操舵機能付き）（本体に取り付けるアタッチメントを含む）</p> <p>（4）高性能田植機 ア 直進アシスト機能付き イ 可変施肥機能付き ウ 苗量アシスト機能付き</p> <p>（5）リモコン草刈機</p> <p>（6）高性能コンバイン ア 収量等センサ付き イ 直線アシスト機能・収量等センサ付き</p> <p>（7）アシストスーツ</p> <p>（8）農業用ドローン ア 農業用ドローン本体 イ リモートセンシング用ドローン</p> <p>（9）水管理システム</p> <p>（10）その他農産関係 ア 運搬ロボット イ 収穫ロボット ウ ロボット防除機 エ スプレーヤー オ ボート カ 乾燥機（AIを搭載されたものに限る）</p> <p>2 1のスマート農業機器等については、農林水産省の農業新技術__製品・サービス集（令和4年11月30日時点版）を参照されたい。 https://www.maff.go.jp/j/kanbo/smart/products.html</p>
II	<p>スマート農業機器以外で生産コスト低減に資する農業機器</p> <p>実施要領第9の成果目標の達成に直接必要となる（1）から（7）までの機器であって、事業対象者にとり過剰投資とならないものであること。</p> <p>（1）ブームスプレーヤー</p> <p>（2）マニュアルプレッダー</p> <p>（3）スピードスプレーヤー</p> <p>（4）乗用野菜移植機</p> <p>（5）乗用野菜収穫機</p> <p>（6）乗用管理機</p> <p>（7）WCS米用収穫機</p>